

○ 西いぶり広域連合契約に関する規則

平成 12 年 3 月 28 日
規 則 第 3 4 号

(趣旨)

第 1 条 本広域連合における売買、賃借、請負その他契約については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）その他別に定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(室蘭市規則の準用)

第 2 条 この規則の施行については、室蘭市契約に関する規則（平成 12 年室蘭市規則第 21 号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。